

# 入札説明書

群馬県立女子大学附属図書館図書館システム更新業務

令和7年7月10日 群馬県立女子大学ウェブサイト公示

群馬県公立大学法人 群馬県立女子大学

この入札説明書は、群馬県立女子大学附属図書館図書館システム更新業務に係る総合評価指名競争入札に関し、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下、「県財務規則」という。）、群馬県公立大学法人会計規則（平成30年群馬県公立大学法人規則第3号）、群馬県公立大学法人契約事務取扱規程（平成30年群馬県公立大学法人規程第26号）、本件調達にかかる入札公示のほか、本件入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 業務概要

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 名称   | 群馬県立女子大学附属図書館図書館システム更新業務                |
| (2) 内容   | 別添「群馬県立女子大学附属図書館図書館システム更新業務仕様書」のとおり     |
| (3) 契約期間 | 令和8年3月1日から令和13年2月28日まで                  |
| (4) 設置場所 | 群馬県立女子大学附属図書館                           |
| (5) 設置期限 | 令和8年2月28日（令和8年3月1日より稼働開始のこと。）           |
| (6) 入札方法 | 上記(1)の件名を入札に付す。本件入札は、総合評価指名競争入札方式により行う。 |

## 2 指名要件

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当することにより資格を取り消され、資格を付与しないこととされた期間を経過した者であること。
- (3) 令和6・7年度物件購入及び製造等入札参加資格者名簿（以下、「名簿」という。）に登載されている者であること。  
公示日現在で名簿に登載されていない者については、必要書類を添えて登録申請を行い、令和7年8月8日（金）の17時までに、名簿への登載を確認して群馬県立女子大学会計図書係へその旨を連絡すること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。  
ただし、手続開始の決定後に、入札に参加するに支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (5) 公示の日から入札書を提出した時までにおいて、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 日本国内において、群馬県立女子大学が行う立会検査に応じられる者であること。
- (7) 仕様書の要求要件を全て満たす者であること。

## 3 指名に係る手続き

指名を希望する者は、総合評価指名競争入札参加申請書兼同意書（別紙様式9）を次により提出し、指名を受けるための申請を行わなければならない。申請の結果、指名要件を満たすと確認された場合は、指名通知書（別紙様式10）により指名を行う（指名通知書により指名された者を「入札者」という。）。

- (1) 申請書等の提出期限

令和7年7月23日（水）17時まで（書類の受付は、土曜、日曜及び祝日を除く9時から17時まで）

(2) 申請書等の提出方法

郵送又は持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、3(1)の提出期限までに4(2)に必着のこと。また、封筒に「群馬県立女子大学附属図書館図書館システム更新業務に係る総合評価指名競争入札参加申請書兼同意書在中」と朱書きすること。

(3) 提出部数

各1部

(4) 添付書類

ア 会社概要及び図書館管理システムに関する資料（パンフレット等）

イ 担当者届（別紙様式4）

#### 4 入札説明書等の交付

(1) 交付方法

原則として、本学ウェブサイトよりダウンロードすること。なお、本学ウェブサイトよりダウンロードすることが困難な場合等にあつては、事前に連絡のうえ下記(2)の場所で交付を受けること。

(2) 交付場所

郵便番号 370-1193

所在地 群馬県佐波郡玉村町上之手1395-1

機関名 群馬県立女子大学会計図書係

担当 松井 千秋

電話番号 0270-65-8511（代表）

E-mail kaikei@mail.gpwu.ac.jp

#### 5 入札説明会

実施しない。

#### 6 総合評価に係る書類の事前提出

本件調達には総合評価指名競争入札において実施するため、別紙「総合評価のための提案実施要領」に基づき、総合評価を行うための書類を次のとおり提出すること。なお、提出しない場合は技術点（加点）が評価できないため、留意すること。

(1) 提出書類

別添資料1「総合評価のための提案実施要領」を参照すること

(2) 提出期日

令和7年8月4日（月）17時まで

(3) その他

指名要件を満たさず、指名されなかった場合、提出された書類は返却する。

#### 7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年8月26日（火）11時

入札書は、直接提出の場合は封筒に入れ密封すること。

郵送により提出する場合は書留郵便とし、令和7年8月25日(月)17時まで(に上記4(2)に必着のこと。また、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、表封筒に「群馬県立女子大学附属図書館図書館システム更新業務 入札書在中」と朱書きすること。

(2) 場所

群馬県立女子大学 管理棟2階第2会議室

## 8 入札の方法

- (1) 群馬県が入札参加資格を確認しなかった者又は群馬県が入札参加資格を確認した後、入札参加資格を失うことになった者は入札に参加を認めない。
- (2) 入札書は封筒に入れ、調達名称及び住所・氏名を記載して提出すること。
- (3) 入札者本人又はその代理人が入札書を提出すること。
- (4) 代理人が入札をする場合は、入札前に「委任状」(別紙様式6)を提出すること。
- (5) 入札者本人又はその代理人は、入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 提出した入札書については、書換え、引替え又は撤回は認めない。
- (8) 開札は入札終了後直ちに7(2)に掲げる場所において行う。なお、その際、入札者本人又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者本人又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (9) 入札者本人又はその代理人は、開札時刻後においては入札場に入場することはできない。
- (10) 入札者本人又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると入札関係職員が認める場合のほか、入札場を退場することはできない。
- (11) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は再度の入札を行う。  
この場合において、入札者本人又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合は速やかに別に定める日時において入札を行う。
- (12) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときには、これを中止する。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。
- (13) 入札への立ち会いの際には、確認通知書(又はその写し)を持参すること。なお、郵送により入札を行う場合は確認通知書の写しを入札書に同封すること。

## 9 落札者の決定方法について

予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者であつて、総合評価のための提案書の提案内容が仕様書の要求をすべて満たし、かつ、次により算出された技術点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。

なお、落札者となるべき合計点数の最も高い入札者が2者以上ある場合は技術点の高い者を落札者とし、技術点も同点であつたときは当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない本学職員にくじを引かせるものとする。

る。

(1) 技術点

技術点（基礎点）は300点とし、仕様確認一覧により、本学が示す仕様の要求要件をすべて満たすと判断される場合に与えられる。

技術点（加点）は、満点を200点とし、「落札者決定基準」（別添資料2）に基づき、群馬県立女子大学附属図書館図書管理システム導入事業審査委員会が総合評価のための提案書を審査して、算出する。

(2) 価格点

価格点は、次に掲げる式により算出する。なお、価格点に端数があるときは、小数点以下第2位を四捨五入する。

$$\text{価格点} = 500 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

(3) 落札者決定通知

落札者については、落札者決定後に書面により通知する。また、審査結果は入札に参加した全ての者に書面で通知する。

## 10 落札者等の公示

落札結果については、落札者を決定した日の翌日から起算して72日以内に次に掲げる事項を公示する。

- ア 落札または随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量
- イ 契約を担当する部局の名称及び所在地
- ウ 落札者または随意契約の相手方を決定した日
- エ 落札者または随意契約の相手方の氏名および住所
- オ 落札金額または随意契約に係る契約金額
- カ 契約の相手方を決定した手続き
- キ 入札の公示をした日
- ク 随意契約による場合には、その理由
- ケ その他必要な事項

## 11 契約について

(1) 契約書（案）

別添資料3のとおりとする。

(2) 契約書等の作成

落札者は、落札の通知を受けた日の翌日から起算して5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に理由があると認めた場合は、この限りでない。期間内に契約締結に応じないときは、契約の相手方となる資格を失う。

## 12 調達手続の停止等

群馬県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）から調達手続の停止等の要請があった場合は、調達手続の停止等を行うことがある。

## 13 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
入札に際しての入札保証金及び契約に際しての契約保証金は免除する。
- (3) 落札者が契約を結ばない場合の損害賠償金  
落札価格の100分の5とする。
- (4) 入札の無効  
2に示した指名要件に該当しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他県財務規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (5) 入札及び契約に係る費用  
本件入札に係る一切の費用は、入札者の負担とする。  
また、契約書の作成に要する一切の費用は、落札者の負担とする。
- (6) 入札の辞退  
指名通知書を受理した後、入札完了までに入札を辞退する場合は、令和7年8月25日（月）16時までに「入札辞退届」（別紙様式7）を4(2)に提出すること。なお、郵送の場合は書留郵便とすること。
- (7) 目的外使用の禁止  
この入札説明書の交付を受けた者は、本学から提供を受けた入札関連の文書を、第三者に漏らし、又は本件入札及び契約等以外の目的に供してはならない。
- (8) 苦情の申し立て  
この調達手続のいずれの段階であっても、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）のいずれかの規定に違反して調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得た日後10日以内に、書面により委員会へ苦情を申し立てることができる。
- (9) 関連法令等  
本件入札の執行については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令、特例政令並びに県財務規則など関係法令及び本法人規則の定めによる。
- (10) 質問方法  
入札説明書等に対する質問方法等は、次による。  
ア 質問の受付  
質問は、「担当者届」（別紙様式4）に記載された者が、令和7年7月9日（水）9時から令和7年7月23日（水）17時までに、4(2)の場所に、「質問書」（別紙様式8）を電子メールにより提出して行うこと。担当者届（別紙様式4）に記載されていない者からの質問、受付期間以外の質問及び指定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。  
イ 質問への回答  
令和7年7月30日（水）17時までに本学ウェブサイトにて回答書を掲載する。
- (11) ヒヤリングの実施  
入札後、提案書の内容を深く理解するため、ヒヤリングの実施を予定している。日時・場所等の詳細は別添資料4のとおりとする。